名　称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域H灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・五キロメートル）
北　緯　三五―三七―一七
東　経　一四〇―〇〇―五七
廃止年月日　平成二十五年三月二十六日

名　称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域I灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・五キロメートル）
北　緯　三五―三七―一三
東　経　一四〇―〇〇―五二
廃止年月日　平成二十五年三月二十六日

名　称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域K灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・六キロメートル）
北　緯　三五―三七―一三
東　経　一四〇―〇〇―四二
廃止年月日　平成二十五年三月二十六日

名　称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域L灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北　緯　三五―三七―一七
東　経　一四〇―〇〇―三七
廃止年月日　平成二十五年三月二十六日

○海上保安庁告示第九十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年四月十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　番所灯台
位　置
所在地　福島県いわき市（番所）
北　緯　三六―五六―〇八
東　経　一四〇―五五―二九
変更した事項
塗色及び構造　灰白色　やぐら形
変更年月日　平成二十五年三月二十六日
記　事　一時変更

○海上保安庁告示第九十八号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年四月十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　両石港仮設灯浮標
位　置
所在地　岩手県釜石市（陸中尾崎灯台の北西方約九・六キロメートル）
北　緯　三九―一八―二〇
東　経　一四一―五三―三四
変更した事項
名　称　両石港西防波堤灯台
位　置
所在地　岩手県釜石市（両石港西防波堤外端）
北　緯　三九―一八―一三
東　経　一四一―五三―四一
塗色及び構造　白色　塔形
灯　質　連成不動単閃緑光　毎五秒に一閃光
光　度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで六・九メートル
変更年月日　平成二十五年三月二十七日
記　事　一時撤去中のところ名称等変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第九十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年四月十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域A灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）
北　緯　三五―三七―二一
東　経　一四〇―〇〇―三二
廃止年月日　平成二十五年三月二十七日

名　称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域D灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北　緯　三五―三七―三三
東　経　一四〇―〇〇―四七
廃止年月日　平成二十五年三月二十七日

名　称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域G灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・六キロメートル）
北　緯　三五―三七―二一
東　経　一四〇―〇一―〇一
廃止年月日　平成二十五年三月二十七日

名　称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域J灯浮標
位　置
所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・四キロメートル）
北　緯　三五―三七―〇九
東　経　一四〇―〇〇―四七
廃止年月日　平成二十五年三月二十七日

名　称　薩摩黒島北西沖浮魚礁施設灯
位　置
所在地　薩摩黒島灯台（鹿児島県鹿児島郡三島村）の北西方約二五キロメートル
北　緯　三〇―五七―五九
東　経　一二九―四五―二九
廃止年月日　平成二十五年三月二十七日

国会事項

衆議院

議案提出

四月十二日内閣から提出した議案は次のとおりである。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

電気事業法の一部を改正する法律案

議案送付

四月十二日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆法第三号）

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案

議案通知

四月十二日次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（田嶋要外五名提出）

答弁書受領

四月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員赤嶺政賢提出共通番号制度により効率化が進むとされる事務等に関する質問に対する答弁書

参議院

議案提出

四月十二日衆議院から次の議案が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第三号）

また、同日内閣から次の議案が提出された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第五五号）